

やまぐち安心飲食店応援金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、やまぐち安心飲食店応援金（以下「応援金」という。）を給付するために必要な事項を定める。

(給付の要件)

第2条 応援金は、要綱第5条第2項の規定に基づき認証を受けた飲食店等のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業者」という。）に対して給付する。

- (1) 集客を目的として営業していること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。また、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (3) 県税を滞納していないこと。
- (4) 認証後6か月以上にわたって、認証に係る感染防止対策を継続して営業することを誓約したものであること。

(給付額)

第3条 応援金の給付額は1店舗当たり20万円とする。

(申請期間)

第4条 応援金の給付申請は、令和3年8月17日から令和3年11月30日までとする。

(申請方法)

第5条 応援金の給付申請は、要綱第4条の規定に基づく申請書により、書面又は電磁的方法（電子申請）によるものとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、前条の申請が給付の要件に適合していると認めたときは、当該店舗について応援金の給付を決定するものとする。

- 2 知事は、応援金の給付決定を行ったときは、給付決定額を対象事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振込むものとする。

(不給付要件)

第7条 応援金の申請を行う事業者が、次のいずれかに該当する場合は応援金を給付しないものとする。

- (1) 第2条各号に該当しないことが明らかである者
- (2) 前号に掲げる者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(応援金の返還等)

第8条 知事は、応援金の給付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって給付を受けたことが判明した場合又は認証後6か月以上にわたって、認証に係る感染防止対策を継続して営業していないことを確認した場合、当該事業者に対して給付した応援金を返還させるものとする。

2 前項の規定において、その事情を勘案し、知事がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、本応援金の給付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月13日から施行する。